

授業料や学生生活に係る費用にお悩みの学生等へ

高等教育の修学支援新制度
（年収～380万円程度（両親・子2人世帯の場合））

○ **授業料等減免** 年額最大約70万円

（住民税非課税世帯・私立大学生の場合）

○ **給付型奨学金** 年額最大約91万円

（住民税非課税世帯・私立大学の自宅外生の場合）

高等教育の修学支援新制度
特設HPはこちら



※令和6年度より、多子世帯や私立理工農系の学部等に通う学生等の中間層（世帯年収600万円程度）へ対象を拡大。

令和7年度からは、多子世帯について所得制限なく、国が定める一定の額まで授業料・入学金を減免。

詳細については、進学先の学校にてお問合せください。

大学等独自の授業料等減免など
（「高等教育の修学支援新制度」対象外の世帯）

経済的に困難な学生等に対しては、**大学等において授業料の納付猶予**や**大学等独自に授業料等減免等**を行っている場合もありますので、個別に大学等に御相談ください。

返済不要！



「高等教育の修学支援」
公式キャラクター
・まねこ先生（左）
・まなびーニャ（右）

日本学生支援機構(JASSO)の貸与型奨学金

無利子：年収～800万円程度

有利子：年収～1,250万円程度（両親・子2人世帯の場合）

○ **無利子** 月額最大6.4万円（年額76.8万円）の貸与

○ **有利子** 月額最大12万円（年額144万円）の貸与

※令和8年4月から各学校で申込受付開始

返還に際しても、収入が一定額以下の場合、返還を猶予したり、返還月額の減額、自治体や企業が代わって返還する制度など、様々な支援策を整備

貸与型奨学金
の詳細はこちら



その他支援策

生活に困難な方のその他支援策

- ◎国の教育ローン **学生1人に最大450万円融資**：日本政策金融公庫
- ◎生活福祉資金貸付制度（教育支援資金） **最大月6.5万円無利子で貸付**：都道府県社会福祉協議会
- ◎母子父子寡婦福祉資金貸付金 ※ひとり親家庭のみ：都道府県・政令市・中核市 等